

小平市教育委員会会議録（甲）

——1 2月定例会——

平成20年12月18日（木）

平成20年12月 教育委員会定例会（甲）

開催日 時 平成20年12月18日（木） 午後2時00分～午後3時00分  
開催場所 市役所5階505会議室  
出席委員 伊藤文代委員長  
吉田昌子委員長職務代理者  
荒畠忠弘委員  
阪本伸一教育長  
説明のための出席者 昼間守仁教育部長  
山田裕教育部理事兼指導課長  
阿部和生教育庶務課長  
大滝安定学務課長  
永田達也学務課長補佐  
白倉克彦指導課長補佐  
有馬哲雄生涯学習推進課長  
大平真一生涯学習推進課長補佐  
武藤眞仁体育課長  
島林正美中央公民館長  
柄澤俊彦中央図書館長  
仙北谷仁策指導主事  
書記 石川進司教育庶務課長補佐、谷川知治教育庶務課主任  
傍聴者 なし

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○伊藤委員長

ただいまから教育委員会12月定例会を開催いたします。なお、森井委員は御事情により御欠席でございます。

（署名委員）

○伊藤委員長

それでは、はじめに会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、荒畠委員及び私、伊藤でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、教育長報告事項（4）、及び、議案第45号から第47号までは、人事案

件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、これらにつきましては非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手を願います。

－賛成者挙手－

○伊藤委員長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

(教育長報告事項)

○伊藤委員長

はじめに、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項（1）市議会12月定例会について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（1）市議会12月定例会について、を報告いたします。

市議会12月定例会は、11月25日から開催され、明日12月19日の本会議最終日をもつて閉会となる予定です。

以下、教育委員会に関係するところでは、はじめに、11月25日の本会議初日において、「小平市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例」が全会一致で即日可決されたほか、先の決算特別委員会の審査結果を受けて、平成19年度小平市一般会計歳入歳出決算が賛成多数で認定されました。

次に、11月26日から28日までの3日間に一般質問がございました。一般質問は、24人の議員から62件の質問が出され、うち、教育委員会に関連し、私が答弁を行ったものが、13件でございます。これらの内容につきましては、資料No.1にて御確認ください。

次に、12月2日には総務委員会が開催され、先の教育委員会で議決いただきました、「平成20年度小平市一般会計補正予算（第3号）」が審査され、全会一致で、可決すべきものと決せられました。

さらに、翌3日には生活文教委員会が開催され、「小平ふるさと村の指定管理者の指定について」が審査され、こちらも全会一致で、可決すべきものと決せられました。

予算の補正、小平ふるさと村の指定管理者の指定、ともに明日の本会議にて議決される見通しでございます。

以上でございます。

## ○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（2）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

## ○阪本教育長

教育長報告事項（2）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、を報告いたします。  
今回報告いたします承認事業は、資料No.2のとおりでございます。

詳細につきましては、阿部教育庶務課長より説明させます。

## ○伊藤委員長

阿部教育庶務課長、お願いいいたします。

## ○阿部教育庶務課長

それでは、本日報告いたしますのは、12件でございます。

はじめに、受付番号（76）。事業名、仲間づくりパーティー。こちらは毎年承認しております。

次に、受付番号（77）。事業名、親子でいっしょにガーデニング。こちらも毎年承認しております。

次に、受付番号（78）。事業名、お楽しみ交流会「みんなの音楽会」。こちらは今回初の承認で、事業目的は、親子で一緒に音楽にふれあい歌うことにより、良好な家族関係を築くというもので、事業内容として、クラシック、唱歌のソロステージなどが開かれます。入場は無料でございます。

次に、受付番号（79）。事業名、2008全国フォーラム「教育系大学院での教師教育を考える—教職大学院の“いま”と“これから”—」。こちらも今回初の承認で、事業目的は、新しい教員養成のための取り組みや、学校教育の場で問題となっている教員の資質、技能のことなどについて議論し、これから教員養成のあり方を考えるというもので、入場は無料でございます。

次に、受付番号（80）。事業名、映画「火垂るの墓」上映会。こちらも今回初の承認で、事業目的は、映画鑑賞を通して平和な社会づくりに貢献するというもので、入場料は大人1,000円、小・中・高700円でございます。

次に、受付番号（81）。事業名、くにたち市民オーケストラ吹奏楽部第3回定期演奏会。こちらも今回初の承認で、事業目的はオーケストラ奏者が奏でる吹奏楽をコンセプトとした演奏会を開催し、吹奏楽の魅力を再発見していただく機会を提供するというもので、入場料は1,000円でございます。

次に、受付番号（82）。事業名、第13回玉川上水観察会。こちらは毎年承認しております。

次に、受付番号（8 3）。事業名、小平ユネスコ協会ひな祭りパーティー。こちらも毎年承認しております。

次に、受付番号（8 4）。事業名、文化女子大学コミュニティーオープンカレッジ。こちらは今回初の承認で、事業内容は、ファッション・健康心理・児童英語・英語・教養の5講座を開設するもので、1講座1回8,000円。児童英語講座は6回3,000円でございます。

次に、受付番号（8 5）。事業名、放送大学東京多摩学習センター公開講演会。こちらは毎年承認しております。

次に、受付番号（8 7）。事業名、教育講演会。こちらは今回初の承認で、講演テーマを「子どもの心と話したい～人間（ヒト）として育つ社会を～」として開催されます。入場は無料でございます。

終わりに、受付番号（8 8）。事業名、教育フォーラム2009～21世紀の授業を考える～。こちらは毎年承認しております。

以上でございます。

### ○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（3）事故報告Ⅰ（11月分）について、阪本教育長から御説明をお願いいたします。

### ○阪本教育長

11月の事故報告Ⅰの交通事故、一般事故につきましては、資料No.3のとおりでございます。

詳細につきましては、山田教育部理事より説明させます。

### ○伊藤委員長

山田教育部理事、お願いいいたします。

### ○山田教育部理事

それでは11月分の事故報告Ⅰについて報告いたします。

はじめに交通事故です。小学校では管理外で1件、中学校では1件ございました。

事故の内容については、小学校の件は自転車による飛び出しによるもの。中学校の件は中学生の自転車と歩行者との接触によるものでございます。

次に一般事故についてです。管理下の事故が小学校で20件、中学校で4件。管理外ではございませんでした。

事故の内容については、資料のとおりでございます。

はじめに、今月の事故の特徴的な事例について説明いたします。

けがの部位でございますが、骨折が全体の3分の1の8件ございました。そのうちの5件が授

業中に起きており、今後とも安全を確保した授業については十分に配慮をしていく必要があると思っております。

また、発生時間帯でございますが、今月は休み時間等の打撲が比較的多く起きております。休み時間の生活指導についても今後とも注意してまいりたいと思っております。

なお、今月の事故は先月と比べますと、交通事故は1件の減少、一般事故は4件の減少でございました。昨年と同じ月と比べますと交通事故は1件の増加、一般事故は3件の増加でございました。

以上でございます。

#### ○伊藤委員長

ありがとうございました。

ここまで教育長報告事項につきまして、御質問、御意見等がございますでしょうか。

#### ○荒畠委員

最初の市議会12月定例会につきまして、教育関係で13の質問があるのですが、そのうちの2点ほどで感想とお伺いしたいことがございます。

まず質問内容3になります。岩本博子議員の「食育の視点から給食を見直そう」ということについてですけれども、そこにまず、学校給食の役割については答弁内容に書いてございますように、児童・生徒の栄養のバランスの取れた豊かな食事ということで、健康の増進、体位の向上、そういうことを目的に学校給食をやられているということは、その答弁のとおりだと思います。2点ほどその後のことについて質問いたしたいと思います。

(2) の給食時間につきまして、小学校では40分から45分。それから中学校では30分くらいということになっているのですが、給食時間が小学校と中学校で45分と30分というずれがあるのですけれども、これはなぜ違うのかということが一点です。

それから2つ目といたしまして、(3) のところに地場野菜の使用割合ということで、平成24年には20%を目指しているということですが、平成20年、今年につきましては何%くらいかということがおわかりになればお願いいいたしたいと思います。

それから3つ目といたしまして、(4) の食器のことで、メラミン食器を使用することが環境に影響するということ、磁器食器を使用することがいいということが書いてございますけれども、現在の施設では導入が難しいということですが、その理由がおわかりでしたらお願いいいたしたいと思います。

それからもう一つ、質問内容10の政和会の佐野郁夫市議会議員さんがおっしゃっております。校庭芝生化の現状をどのように把握し、課題をどう対応するのかということに対する質問内容と答弁についてですけれども、答弁内容についてはもう本当に細かい点まで言っていただいて、何も文句はないのですけれども、私の感想としまして、これは佐野郁夫議員の方に伺うことなのか、またその辺がちょっとわからないのですが、私の感想を申し上げますと、(1) と(15) につ

いては非常に重要なことだと思いますけれども、あと（2）から（14）につきましては、細かい事項なので、ハンドブックとか手引書みたいな形で見ていただいて、芝生化についての重要課題についての質問を受けていただくような形ができれば、教育委員会の教育長の方も大変な答弁をしなくて済むのかなというふうに思いましたので、その辺も含んでお聞きしたいと思いました。

### ○仙北谷指導主事

委員が御質問の給食の時間についてお答えいたします。

小学校と中学校で設定されている時間の差異でございますけれども、これに関しましては主に2点考えられます。

一点目はやはり中学生ですので、準備・片づけにかかる時間がもともと早く済むという点でございます。それから2点目は、食べる時間がそのものも小学生と中学生を比べますと、やはり中学生の方ができぱきと食べることができるという点でございます。その結果、設定時間を長くするというよりも実情に合った時間に設定しているというところでございます。

以上です。

### ○大滝学務課長

では私の方で2点お答え申し上げます。

地場野菜の購入状況ということで御質問がございました。平成19年度の実績でお答えさせていただきます。小学校は購入率7.5%、中学校につきましては購入率15.4%でございます。

次に現在の施設での磁器食器の導入が困難である、その理由でございますが、この施設というのは学校給食センターでございます。現在学校給食センターは中学校の給食を調理しているところでございますが、磁器食器を導入することによって現在の食器洗浄器の改修が必要になってくるということが一つございます。

その他に、磁器食器を入れることによって配送の量がかなり増えるということから、配送の車も増車しなければ配送ができない。また、磁器食器というのは今のメラミンよりかなり重量がございます。その重量もあることから、現在の時間の中ではなかなか磁器食器を洗浄することが難しいという状況がございます。そういう中で、人員を増員しなければならない、そういういろいろな問題がございまして、中学校給食につきましては、磁器食器導入は現在の施設ではなかなか難しい状況にあるということでございます。

ただ小学校につきましては、現在小規模校、花小金井小学校、鈴木小学校につきましては、磁器食器を導入いたしております。上宿小学校につきましても高学年につきましては磁器食器を現在使用しております。各学校のランチルームの食器は、今すべて磁器食器を使用いたしております。

以上でございます。

## ○昼間教育部長

それでは校庭の芝生化に関する佐野議員からの御質問とそれに対する答弁ということについて、説明をさせていただきます。

一般質問というのは、今の議会の中ではお一人、質問と答弁合わせて60分ということで、答弁の方は、市長あるいは教育長が答弁するということになりますが、再質問と再々質問、そしてそれらに対する答弁までで3回という一つのルールがございます。

それで今回、佐野議員さんが御質問いただいた一般質問が5問あります、その5問がいずれもやはり9項目あるいは10何項目とか、物すごく量が多いという状況で、市長あるいは教育長が答弁するということだけで約1時間かかったという膨大な御質問の項目でございました。基本的には、一般質問を項目ごとにいただければ、それに対しては項目ごとにお答えするという一つのルールがございますので、これだけの質問に対してこれだけの答えになったということでございます。これでもかなりスピードを上げて教育長の方で答弁をいただいて、60分ぎりぎりのところで全部の答弁が終わったという、そういう状況でございます。

これから議会で一般質問についてどうするかということは、議会運営委員会で、議員さん同士で御検討いただいているというのが現状でございます。

さらに、項目をハンドブックなどでまとめられるかどうかということでございます。校庭の芝生化についてはまだ試行錯誤の段階でございまして、ある程度の成果が出てきた段階でそれを報告書にまとめるという形の作業を行った後、その成果物を佐野委員さんがごらんになって、次の質問に対してどうそれを使っていただけるかという、そういった問題になろうかと思います。

今の段階ではこういう質問項目が議員さんの方からあれば、それに対して我々としては答弁をするということ、それが我々の職務であるということであるということでございますので、ご理解の程よろしくお願いします。

## ○荒畠委員

私の個人的な考えですと、芝生化の目的がどうなのかということと、これから一校だけではなくて広げていくのかどうかとか、そういうのは質問事項としていいのですけれども、あとは何か管理サイドの細かいことだと思いましたので、質問しました。どうも失礼しました。

## ○吉田委員

それでは事故報告Ⅰ。交通事故の2番目、中学生が自転車で通行中の女性と衝突し、相手の女性が腰を痛め入院ということでございました。最近とみに自転車と通行人の接触事故というものが増えているように思います。

それで、これが自動車で、相手の方がこのように入院するということになると、それ相応の処分を受けるわけでございますけれども、今回は自転車ということで、この中学生はどのような形で取り扱われたのか、お伺いしたいと思います。

## ○山田教育部理事

この件につきましては、地域のサッカーチームの練習試合に、この該当する生徒は出ておりまして、その帰りに、これは練馬区大泉学園付近で、自転車で走行中にこの女性と接触し、相手の女性が腰の骨を痛めて入院したという報告を受けております。骨折という診断ではなかったようで、その後女性も退院する見込みであるという報告まで受けております。

学校として、この生徒に対し、見舞いに行くような指示を出しております。ここには警察も入っていますけれども、警察の方からこの生徒に直接取り調べを受けるということはなかったようでございます。

以上でございます。

## ○伊藤委員長

ほかにございますでしょうか。

ーなしの声ありー

## ○伊藤委員長

それでは以上で、（1）から（3）までの教育長報告事項を終了いたします。

(協議事項)

## ○伊藤委員長

次に、協議事項（1）平成20年度小平市教育委員会表彰について、を議題といたします。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

## ○阪本教育長

協議事項（1）平成20年度小平市教育委員会表彰について、を説明いたします。資料No.5をごらんください。

小平市教育委員会では、小平市の教育及び文化の振興発展に貢献し、かつ、その功績が顕著なもの及び他の模範と認められる行為を行ったものに対し、年2回表彰式を行っています。

今回の表彰は、小平市立学校に在学する児童・生徒またはこれらの者で構成する団体に対するものでございます。

対象となりますのは、小平市教育委員会表彰等に関する規程第2条第1号イに該当する1名、及び同規程第2条第1号ウに該当する40名・6部・1校となっております。

詳細については、資料をごらんいただきたいと存じます。

以上でございます。

○伊藤委員長

このことにつきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

—なしの声あり—

○伊藤委員長

それでは、このことにつきましては、提案のとおり了解ということで御異議ございませんか。

—異議なしの声あり—

○伊藤委員長

以上で協議事項を終了いたします。

(議案)

○伊藤委員長

次に、議案の審議を行います。

議案第43号、小平市教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価の実施方針について。阪本教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第43号、小平市教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価の実施方針について、を説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が、平成19年度に改正され、平成20年度から、各教育委員会が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行うこと、その結果に関する報告書を作成すること、これを議会に提出するとともに、公表することが義務づけられ、さらに点検及び評価を行うに当たっては学識経験者の知見を活用することが定められました。

また、同法の改正では、この「点検・評価」に関することは、教育委員会から教育長へ委任してはならない事項、すなわち、教育委員会の議決によらなくてはならない事項とされております。

法律の定めは以上のとおりでございますが、その他の具体的な手法等は、国の解釈や指針は示されておらず、各教育委員会の判断にゆだねられているところでございます。

本案は、このような状況を踏まえ、小平市教育委員会として、この「点検・評価」を行うに当たり、その趣旨及び実施方法を定めるものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

質疑に移ります。御質問ございませんか。

—なしの声あり—

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

—討論省略の声あり—

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第43号、小平市教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価の実施方針について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

—異議なしの声あり—

○伊藤委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第44号、統括校長を置くことができる学校の基準の制定について。阪本教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第44号、統括校長を置くことができる学校の基準の制定について、を説明いたします。

平成19年度に小平市立学校の管理運営に関する規則の改正を行い、「統括校長」の職を設置いたしました。同規則では、「学校に、委員会が別に定める基準に基づき、特に重要かつ困難な職責を担う校長の職として、統括校長を置くことができる」と規定しており、今回制定する基準は、この規定に基づく「委員会が別に定める基準」を定めるものであります。

なお、統括校長を置くことができる学校は、(1)先進的な取組を推進するとともに、その成果を市立学校全体に還元する役割を担う学校、(2)小平市教育委員会の重点施策や社会の動向等を踏まえて、地域や保護者からの高い期待にこたえる責務を担う学校、(3)学校規模や分校・分教室設置等により、管理の困難度が高い学校、(4)統括校長の豊富な経験、より高度の専門的知識等を活用して経営する必要がある学校、となっております。

施行期日は平成21年1月1日としてございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

それでは質疑に移ります。御質問ございませんか。

○吉田委員

この統括校長の主な役割を詳しく教えていただきたいと思います。

○山田教育部理事

ただいま教育長の説明にもありましたように、各学校によって課題の中身が異なっております。特に先進的な取組を推進している学校、または生活指導上に課題があったり、または地域との連携を進めていく上で課題を持っている学校等、校長としてさまざまな責任を持たなければならぬ学校もあります。そういったところに、やはりこれまでの校長の豊富な経験や専門的な見識を生かして、その学校の課題を改善していく使命を負うものでございます。

今の話は、統括校長を配置すべき学校の実態から御説明を申し上げました。東京都教育委員会は、まずそういった学校を指定することを求めておりまして、ただいまの教育長の説明は統括校長の配置ということで御説明を申し上げました。

以上です。

○吉田委員

配置のお話だということはよくわかつておりますが、その統括校長がどういう役割を持って学校の中でやるのか、そういうことを詳しくお伺いしたかっただけです。

○山田教育部理事

それぞれの学校の課題をやはり校長としての経営力を持って改善していく使命というのですか、そういった責任を負うものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ほかに御質問ございませんか。

では私から2点質問させていただきます。

まず配置された統括校長が一定の望まれる成果を上げた、あるいは学校も刻々と状況がかわつておりますから、その学校の状況がかわったという場合は、改めてこの基準に基づいてほかの学校が指定されるという理解でよろしいのでしょうか、ということが一つです。

それから、各自治体が統括校長を置く学校を決めるわけですけれども、校長は東京都の職員ですから最終的に東京都が決定ということになるのでしょうかけれども、東京都教育委員会としましては、およそ各自治体で何%ほどの具申を受けて指定をしようとしているのでしょうか。

その2点です。

○山田教育部理事

私は、統括校長に関する情報としては、東京都からの紙の情報でしか持っておりませんで、ちょっと今の委員長の御質問に関して具体的に回答する情報を持っておりません。よろしいでしょうか。

以上でございます。

○伊藤委員長

そういうことでございますか。指定が定期的に見直されるのでしょうかという御質問をしたのですが。そこもペーパーでは示唆がないということですか。

○山田教育部理事

今持っている情報ではございません。

○伊藤委員長

わかりました。

ほかにございませんか。

—なしの声あり—

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

—討論省略の声あり—

○伊藤委員長

それではこのたびの基準の制定により、人ではなく学校を指定するものであるということは明らかになっていると思います。今後実際に指定された段階で、どの基準に基づいてどの学校になったかというところを、また改めて御説明いただければ私どもも理解が進むと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、討論を終結し採決を行います。

議案第44号、統括校長を置くことができる学校の基準の制定について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

—異議なしの声あり—

○伊藤委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、御退席願います。

ここで休憩をしたいと存じます。14時50分まで休憩いたします。

午後2時33分 休憩

午後2時50分 再開

○伊藤委員長

会議を再開いたします。

山田理事より発言の許可を求められております。

山田教育部理事、お願いいいたします。

○山田教育部理事

先ほど委員長より御質問いただきました統括校長の配置については、私の方で詳細を調べまして、次回の定例会の折に回答申し上げます。

以上でございます。

○伊藤委員長

わかりました。よろしくお願いいいたします。